



高岡市告示第 435 号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 12 月 19 日

高岡市長 橋 慶 一 郎



字の区域の新設に関するもの

市 名	従前の大字の区域を廃止し、新たに大字「グリーンパーク」を設定する区域	
	大字名	地 番
高岡市	戸出西部金屋	801 の一部、802 の一部、803 から 805 まで、806 から 809 までの各一部、810 から 813 まで、814 の一部、2129 の 2 の一部、2129 の 3 の一部、2131 の 2 の一部、2137 の 2 の一部、2657 の 2 の一部

上記地番は、平成 20 年 11 月 28 日現在の登記簿による。